

いわみざわ公園野外音楽堂条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げを行う。

第2 改正の内容

いわみざわ公園野外音楽堂の使用料の引上げを行う。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第23号

いわみざわ公園野外音楽堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

いわみざわ公園野外音楽堂条例の一部を改正する条例

いわみざわ公園野外音楽堂条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第7条、第19条関係）

区分	使用料の範囲
会場	1時間につき 46, 540円
楽屋	1時間につき 4, 400円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後のいわみざわ公園野外音楽堂条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。